

# 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター図書館運営部会細則

制 定 平成 21 年 6 月 1 日  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第1条 学術情報センター規程第8条の規定に基づき、収書および利用者サービスについて検討するため、横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）に、図書館運営部会（以下「部会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議することとする。

(1) 学術情報センター（金沢八景キャンパス）、医学情報センター（福浦キャンパス）鶴見キャンパス図書室、舞岡キャンパス図書室、附属市民総合医療センター図書室の収書および利用者サービスに関すること。

(2) その他、センター長が必要と認めた事項に関すること

## (部会長)

第3条 部会には部会長をおく。

2 部会長は、センター長又はセンター長が指名する者とする。

3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

## (組織)

第4条 部会は、協議事項に関して知識・経験を有する委員をもって組織する。

2 委員は、センター長が任命する。

3 委員の選出にあたっては、センター長は学術院等にその人選を依頼することができる。

## (会議)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 やむを得ない理由により欠席する場合においては、当該委員に代理の者の指名を求め、部会長の許可を受けてその者を会議に出席させることができる。この場合において、当該代理の者は会議の委員とみなす。

3 部会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

## (庶務)

第7条 部会の庶務は、学術情報課で処理する。

## (その他)

第8条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。